

健康危機対応計画

(感染症編)

令和6年3月26日

茨城県筑西保健所

健康危機対処計画（感染症編）

1. 基本的な考え方	1
2. 平時における準備	2
(1) 業務量・人員数の想定	2
1) 業務量の想定	2
2) 人員数の想定	5
① 人材確保・受け入れ体制	7
② 人材育成	7
(2) 組織体制	8
1) 所内体制	8
① 管理責任者等及び指揮命令系統の明確化・可視化	8
② 対策本部の設置及び人員体制	9
2) 受援体制	11
3) 職員の安全管理・健康管理	11
4) 施設基盤・物資の確保	12
(3) 業務体制	12
1) 相談	12
2) 地域の医療・検査体制整備	13
3) 積極的疫学調査	13
4) 健康観察・生活支援	14
5) 移送	14
6) 入院・入所調整	15
7) 水際対策	15
(4) 関係機関等との連携	16
1) 広域自治体との連携	16
2) 保健所間での連携	16
3) 地方衛生研究所等との連携	16
4) 一般市町村との連携	16
5) 医療機関・薬局・訪問看護事業所等	16
6) その他	17
(5) 情報管理・リスクコミュニケーション	17
1) 情報管理	17
2) リスクコミュニケーション	17
3. 感染状況に応じた体制、取組	18

1.基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴う対応においては、各保健所において業務負担が拡大し、感染症への対応を円滑に進める体制が十分でなかった時期もあった。これを踏まえ、健康危機に対応するにあたり、保健所が地域保健対策の拠点として機能を十分に発揮できるよう必要な体制強化が求められている。
- 感染症への対応は、その疾病の特徴や感染状況に応じた体制を確保して行う必要がある。具体的には、流行開始から初期の段階で、保健所業務を支援する人員を最大限活用するとともに、その後のさらなる感染拡大に備えて、業務効率化を進めていくことが重要である。このためには、平時から計画的に必要な準備を進めておくことが重要であり、その具体的方策を示すため、地域保健法（昭和22年法律第101号）で定める「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき健康危機対処計画を策定するものである。
- 健康危機をもたらす感染症としては、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の呼吸器症状を主体とする感染症だけではなく、神経症状、消化器症状が主体の感染症や、蚊媒介などの感染経路が異なる感染症等、様々な感染症が存在することから、想定外の事態が起こりうることも十分念頭に置いた上で、健康危機発生時にはその都度適切に情報収集・現状分析し対応を変更する必要があることに留意する必要があるが、まずは現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に置く。
- なお、健康危機対処に当たっては、上述のように様々な感染症に対応する必要があるほか、今後策定予定の健康危機対処計画（自然災害編）や、現在政府で検討が進められている政府行動計画改定等、健康危機対処を取り巻く議論が進められていることから、様々な事象に対して幅広く対応等できるよう、現在各保健所で策定している業務継続計画等、既存の諸計画も活用しながら健康危機対処に当たっていく。
- また、情報収集においては、需要(ニーズ)、資源(リソース)、地域住民の意向などが重要であり、これらは本庁を中心に県全体の情報収集を行うとともに、当所においても管内の情報収集に努め、具体的な事務等については、「茨城県感染症事務マニュアル」等を参照しながら対応する。

(情報収集の具体例)

感染症の特性	症状、潜伏期間、感染力のある期間、感染経路、感染力の強さ、地域住民の免疫の状況など
発生等の動向	感染者数、重症患者数、死亡者数、予防接種実績など
社会的影響	外出自粛に伴う健康への影響、経済への影響など
対応方法	検査、予防接種、治療に関する開発、供給状況など
医療等の状況	外来、入院、宿泊療養など
地域住民の意向	一般の地域住民のほか、医療機関その他の関係者、首長など

2. 平時における準備

感染症危機に備えて平時から計画的に体制整備、人材確保・育成、関係機関との連携強化等に取り組む。また、平時から国内外の感染事例や感染疑い例の発生動向の把握に努め、必要に応じて、これらの再点検を行う。

(1) 業務量・人員数の想定

1) 業務量の想定

- 保健所の感染症対応業務を行う人員（茨城県感染症予防計画における数値目標）

項目	目標値
流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	保健所職員（保健師）：全員体制 保健所職員（事務職）：50%対応 動員（部内保健師）：50%対応

- 保健所が取り扱う業務は、県民の健康及び公衆衛生等に関連する業務が多くを占めており、業務を休止することで法律上の問題が生じるものや、県民生活や県行政上の影響が大きい業務が多くを占める。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症への対応を振り返ると、感染症に係る有事においては、著しく業務量が増大することから、平時に実施している業務を全て継続することは困難であった。
- これを踏まえ、有事においても事務執行を継続（一部縮小等）すべき事業について、「優先度の高い通常業務」として下表1のとおり整理した。
- 有事の際は許認可手続きについては法律等で定められた標準処理期間内に処理することを基本とするが、政府所管課からの各種特例通知等を参考に、都度、各許認可業務内の優先順位を検討する。
また、県民への影響が比較的軽微なもの（例：研修会等）については、感染症対応に注力すべく、対応を休止・延期・中止する等の検討を積極的に行う。
- 地域で行われる大規模イベントや集会等による急激な感染拡大にも対応することを想定する。
- 保健所業務の外部委託に当たっては本庁との調整等を要するが、事前準備として保健所における委託事務に係る業務量を想定しておくほか、事務手続の簡素化等を検討する。

【表1】優先度の高い通常業務

業務名	主な業務内容	継続方針	備考
庶務用務	所内連絡調整、職務遂行環境の確保、予算・決算。給与に係る業務。	継続	対応可能な職員で、継続実施する。
医療法に基づく許可用務	医療法に基づく病院・診療所等の許可申請（届出）の受理及び許可。	継続	担当者が継続して行う。
看護師免許等申請進達業務	看護師免許等関係申請書類の受付、国から送付された免許証等の交付	継続	担当職員が業務継続。
准看護師免許証交付業務	准看護師免許関係申請書類の受付、審査、免許証等の交付。	継続	担当職員が業務継続。
防疫措置等の実施	防疫措置情報の収集、県民への情報提供、検病調査及び衛生指導、接触者に対する検査・検診の実施。	継続	感染症法の規定に基づく立入検査権限を持つ担当職員が業務継続する。
結核患者医療費の公費負担業務	申請受付及び診査。	継続	結核医療に関する専門性が必要であり、主担当職員が業務を継続する。
指定難病特定医療費助成	申請関係書類配布、説明、受付。システムデータ入力、受給者証交付、医療費払い受付。	継続	対応可能な職員で継続実施する。
肝炎治療費助成事業	申請関係書類配布、説明、受付。システムデータ入力、受給者証交付、療養費払い受付。	継続	対応可能な職員で継続実施する。
管理栄養士免許申請進達業務	管理栄養士免許関係申請書類の受付、国から送付された免許証等の交付。	継続	担当職員が業務継続。
栄養士免許証等交付業務	栄養士免許関係書類の受付、審査、免許証等の交付。	継続	担当職員が業務継続。
エイズ予防対策事業及び性感染症相談検査事業	エイズ相談、HIV検査、肝炎検査等の実施（受付・採血・結果説明・相談等）。	縮小	保健指導課職員及び対応可能な職員が業務を継続するが、回数の変更を検討する。

予防接種事業の対応	健康状況調査、予防接種後副反応報告時の対応、県民からの問い合わせ対応。	継続	直ちに健康被害に直結する事案については最少人員にて対応、その他の事案は状況に応じて対応。
小児慢性特定疾患治療研究事業継続申請に係る事務	申請受付、審査、医療受診券交付。	継続	担当職員が業務継続する。
精神障害者の相談	家族からの相談、家庭訪問等の病状把握、受診勧奨、入院治療指導、精神クリニック、ひきこもり相談。	継続	直ちに健康被害に直結する事案については最少人員にて対応、その他の事案は状況に応じて対応。
精神保健福祉法に基づく通報等対応（生命に関わる精神障害者の通報処理及び医療保護入院に関する対応）	23 条等通報処理及び医療保護入院に関する対応（事前調査、移送、措置診察、事務処理等）	継続	所管課職員及び対応可能職員が業務継続。
精神保健対策（心身喪失という医療観察法、精神相談・支援、精神病院実地検査）	地域・病院との連携した訪問活動、相談指導。定期的な会議開催、精神相談。精神病院への立入検査。	継続	直ちに健康被害に直結する事案については最少人員にて対応、その他の事案は状況に応じて対応。
薬事・麻薬関係許認可、薬剤師免許業務	薬事・麻薬関係許可、薬剤師免許等申請受付・審査。施設等の現地調査、許可証の交付。	代替	申請が困難な場合の特例措置適用の検討、現地調査時期の調整、免許交付等は担当職員が継続。
薬事・毒劇事故、レジオネラ症発生疑い施設調査	事故疑い事案を探知した際の必要に応じた対人・対物調査・指導、管内原因施設への行政処分。	継続	最少人数により、必要業務に対応。
食中毒調査業務	食中毒疑い事案を探知した際の必要に応じた対人・対物調査・指導、管内原因施設への行政処分。	継続	最少人数により、必要業務に対応。
違反食品調査業務	違反食品に係る調査・指導。	継続	直ちに健康被害に直結する事案については最少人員にて対応、その他の事案は状況に応じて対応。
生活衛生関係営業の許認可、及び調理師等の免許業務	食品衛生法、生活衛生関係 6 法の栄養許認可対応、調理師。製菓衛生士・クリーニング師免許等交付。	代替	申請が困難な場合の特例措置適用の検討、現地調査時期の調整、免許交付等は担当職員が継続。

2) 人員数の想定

- 表1で整理した優先度の高い通常業務に係る所管課及び必要な職員数は下表2のとおりである。
- 優先度の高い通常業務は、所管課担当職員が引き続き実施することを基本とし、感染症に係る有事に対しては、臨時的任用職員の雇用のほか、他所属からの応援職員、管内市町の保健師・関係団体職員の応援、民間派遣職員等の配置等により対応することとする。
- 有事に対応する職員数は、新型コロナウイルス感染症に対応した職員規模を参考とし、流行開始から4週目までに第7波時の職員体制を目標とする(下表3のとおり)。
- これは、当所における新型コロナウイルス感染症の発生届出件数は、発生届の限定化がなされた第8波以降を除き、第7波(令和4年6月～10月)の際に最大を迎えており、同様に発生届出件数及び入院患者数が急増した第6波(令和3年12月～令和4年6月)よりも円滑に対応を進められたとの振り返りを踏まえたものである。

【参考】筑西保健所管内新型コロナウイルス感染症 発生届出件数の推移

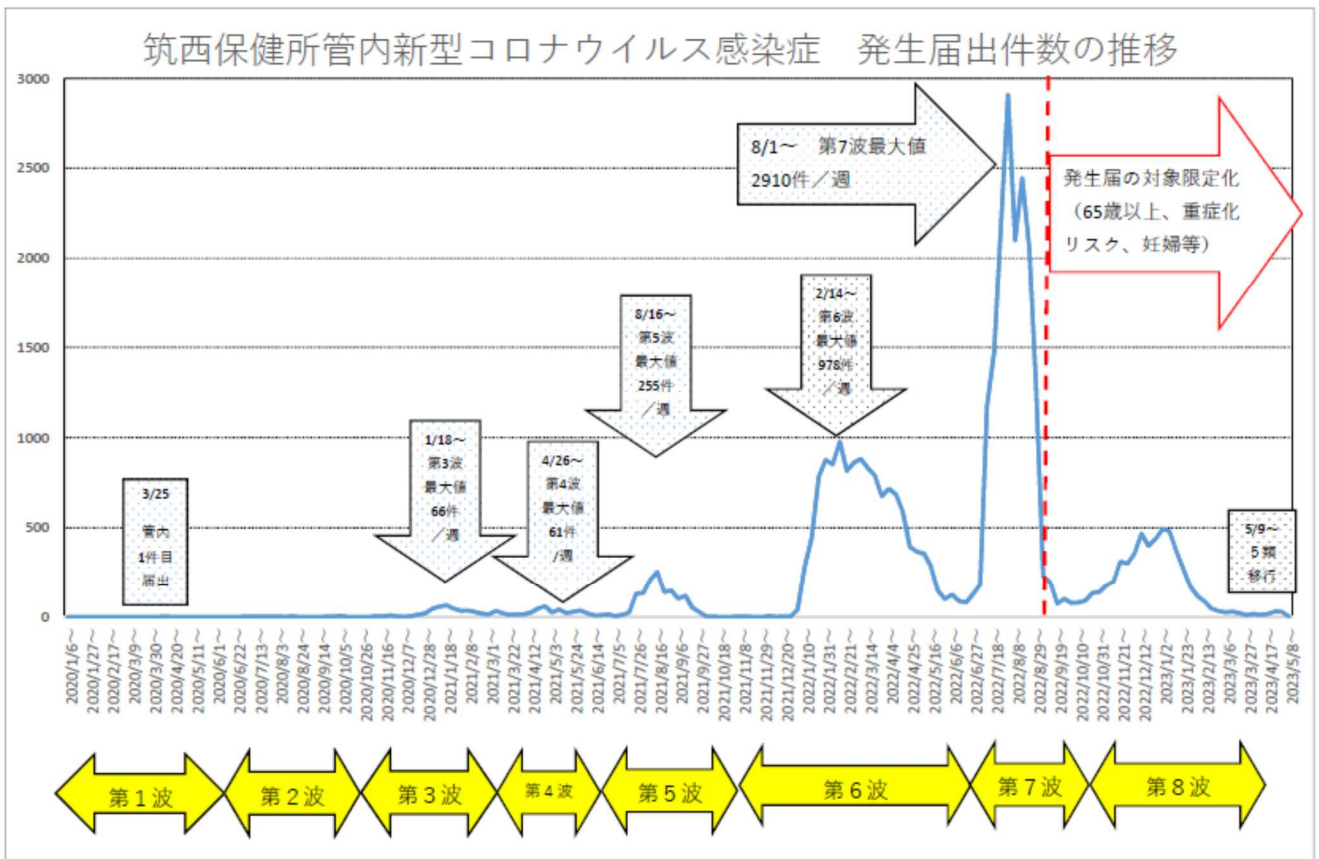


表 2 優先度の高い通常業務に係る所管課及び必要職員数

業務名	所管課	必要職員数
庶務用務	総務課	0.5 人
医療法に基づく許可用務	地域保健推進室	0.5 人
看護師免許等申請進達業務	地域保健推進室	0.5 人
准看護師免許証交付業務	地域保健推進室	0.5 人
防疫措置等の実施	保健指導課	2.0 人
結核患者医療費の公費負担業務	保健指導課	1.0 人
指定難病特定医療費助成	健康増進課	1.0 人
肝炎治療費助成事業	健康増進課	0.5 人
管理栄養士免許申請進達業務	健康増進課	0.2 人
栄養士免許証等交付業務	健康増進課	0.3 人
エイズ予防対策事業及び性感染症相談検査事業	保健指導課	2.0 人
予防接種事業の対応	保健指導課	0.3 人
小児慢性特定疾患治療研究事業継続申請に係る事務	健康増進課	1.0 人
精神障害者の相談	保健指導課	1.0 人
精神保健福祉法に基づく通報等対応（生命に関わる精神障害者の通報処理及び医療保護入院に関する対応）	保健指導課	2.0 人
精神保健対策（心身喪失という医療観察法、精神相談・支援、精神病院実地検査）	保健指導課	1.0 人
薬事・麻薬関係許認可、薬剤師免許業務	監視指導課	1.0 人
薬事・毒劇事故、レジオネラ症発生疑い施設調査	監視指導課	2.0 人
食中毒調査業務	衛生課	3.0 人
違反食品調査業務	衛生課	2.0 人
生活衛生関係営業の許認可、及び調理師等の免許業務	衛生課	1.0 人
計		23.3 人

表 3 流行後 4 週目までに目指すべき感染症対策（有事に対応する）職員の規模

種別		職種	1 日当たり職員数	備考
県	所内	保健師	2	総数 8 人（週休日対応 2 人）
		看護師	2	会計年度任用職員
		事務等（上記以外）	6	総数 20 人（所長除く）
	本庁等	保健師・IHEAT 要員	(1)	派遣職員等体制が整うまでを中心に支援要請
		事務等（上記以外）	4	派遣職員事務等での代替も検討
市町村	保健師	1	5 市町から 1 日当たり 1 人	
関係団体	医療職（薬剤師）等	3	薬剤師会等からの職員派遣	
派遣職員	看護師	4	うち 1 名は週休日も対応	
	事務等	7	週休日 別途 3 名 計 10 名	
計			28	週休日対応 6 名（所内 2 名、派遣 4 名）

①人材確保・受け入れ体制

- 本庁等からの応援職員の受け入れに当たっては、部内動員を先行して受け入れし、全庁動員の受け入れに当たっては、新型インフル対策本部に準じた動員を念頭に、本庁での調整結果を踏まえ、速やかに受け入れが可能となるよう、所内で体制を整備する。
- 本庁等の保健師・IHEAT 要員等は、体制が整わない初動期を中心に支援を求めるほか、本庁等の事務等の支援についても、状況に応じて派遣職員への切替を検討する。
また、管内市町の保健師や、人材派遣会社からの派遣職員、会計年度任用職員等の確保・受け入れについて本庁と連携しながら進めていく。
- これらの人材の活用においては、担当者の配置、協定締結、勤務形態(遠隔対応)、受け入れ体制等を準備する。

②人材育成

- （予防計画における数値目標）健康危機対応に関する研修や訓練の開催回数

項目	目標値
研修・訓練を（1 年 1 回以上）実施または職員を参加させる機関数（合計）	全協定締結医療機関数と同数（100%）が目標値

- 所内における研修・訓練を開催するとともに、本庁と連携して、本庁や各団体等が主催する研修や訓練に保健所職員が参加できるようにする。

- 本計画、業務継続計画(BCP)、マニュアル等を踏まえ、感染症有事体制に構成される人員等を対象とした実践的訓練を適宜実施し、常にマニュアルの実効性を担保する。

(実践的訓練例)

- ・ 初動対応(外部人材も含んだ参集、チームビルディング、指揮命令系統の確立等)の訓練
- ・ 感染症業務訓練(相談対応、積極的疫学調査、移送、検体搬送、PPE 着脱等の実技)
- ・ 情報連絡訓練
- ・ ICT 利活用に関する訓練(感染症サーベイランスシステムに関する資料を用いた研修を含む)

- 訓練の評価・演習等を通じて、健康危機対処計画等の各種計画を定期的に見直すとともに、健康危機事例に関する調査研究を積極的に行う。

(2)組織体制

1)所内体制

①管理責任者等及び指揮命令系統の明確化・可視化

- 管外における新興感染症の発生等であっても、県民からの相談や、医療機関からの疑い事例に対する検査依頼等の対応が生じ始めることが想定される。これらの対応は、管内発生時の本格的な業務量の増加を見据えた準備体制を整えていくきっかけとして留意する必要がある。
- この場合、保健指導課を中心として、下表4の情報収集に取り組むとともに、所内会議等を通じた情報共有を図り、保健所長を中心とした全所体制への移行を検討する。

表4 管外において新興感染症等が発生した場合の所内調整事項等

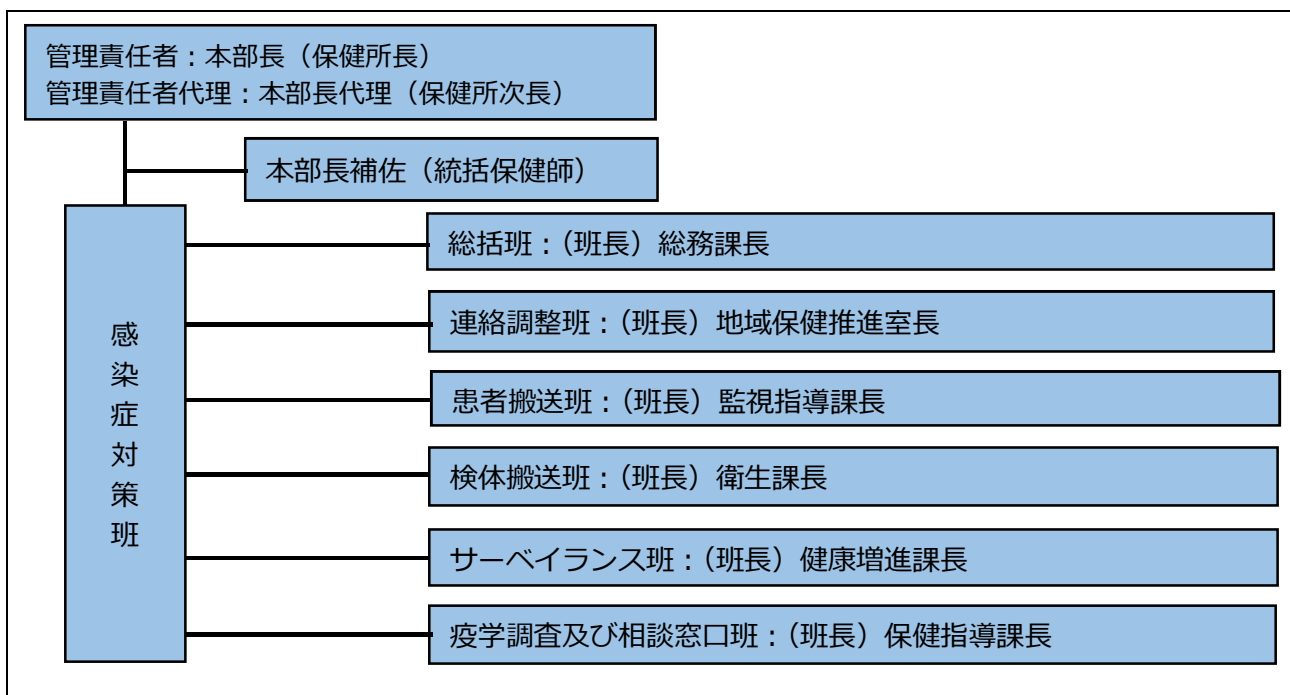
- ・ 新興感染症等に係る所内連絡調整、感染症対策に係る体制の再周知。
- ・ 感染対策に資材の(数量及び使用期限等)再確認。
- ・ 職員の勤務体制や応援職員の受入体制(執務スペース・マニュアル等)の準備・調整。
- ・ 新興感染症等に係る情報収集及び対策の検討
- ・ 県民からの相談対応及び医療機関からの検査依頼への対応 等

- 更に、管内での新興感染症の発生や、本庁において新興感染症等に係る対策本部が設置されたとき、またはこれと同様と認められると保健所長が判断した際には、保健所長を本部長とする「筑西保健所感染対策本部」を設置することとし、応援職員等の動員など、人員体制の強化に着手する。

②対策本部の設置及び人員体制

- 筑西保健所感染症対策本部の組織図は、下表5のとおりとする。組織体制を明示し、各部署における役割、責任者(代替者も含む)、連絡先について周知徹底する。健康危機対応では、医事・薬事、食品衛生、環境衛生、生活衛生、危機管理等の部門が連携して取り組むこととし、統括保健師等が保健師全体の調整役を担う。
- 健康危機発生時には迅速に健康危機情報を把握し、組織内に情報を迅速に伝達できるよう、通信手段や連絡体制を整備し、職員及び関係者に周知する。また、時間外における連絡体制を整備する。

表5 筑西保健所感染症対策本部 組織図



- 筑西保健所感染症対策本部において重大な感染症発生等に対する支援を実施するため、感染症対策班を編成する。なお、感染症対策班における各班の役割及び必要人数については、下表6のとおりとする。
- 感染症対策班に所属しない職員についても必要に応じて動員できる体制をとるものとする。さらに感染が拡大し、患者数の増加に伴い管内保健所の職員で対応できない場合は、本庁あるいは隣接保健所からの職員を動員して対応するものとする。
- 対策本部の運営方法については、参加者及び開催方法について事前に想定する。なお、感染リスクを考慮したオンライン開催の方法や、欠席者への共有方法等についても事前に検討する。
- 健康危機が発生した場合の夜間・週休日等の相談体制・連絡体制については下表7のとおりとする。

表6 感染症対策班における役割及び必要人数

班名	主な役割	必要人数
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所長を補佐し、感染症対策班を総括 ・管内の医療体制の維持及びそれに係る調整 	班長 1名 班員 2名
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等との連絡調整 ・本庁、市町村及び関係機関との連絡・調整 	班長 1名 班員 1名
患者搬送班	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の移送 	班長 1名 班員 2名
検体搬送班	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の検体搬送 	班長 1名 班員 2名
サーベイランス班	<ul style="list-style-type: none"> ・管内医療機関の患者登録状況の把握 ・患者情報のとりまとめ ・各種サーベイランスの入力 	班長 1名 班員 2名
疫学調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の積極的疫学調査 	班長 1名（兼務） 班員 5名
相談窓口班	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの相談対応 	班長 1名（兼務）、 班員 5名

表7 夜間・週休日等の相談体制・連絡体制

感染対策本部 立ち上げ前	（夜間・週休日等） <ul style="list-style-type: none"> ・緊急携帯での対応とし、緊急性の高い内容は所内保健師につなぐものとする。 ・所内保健師は、緊急性の高い内容について、随時対応することとする。
感染対策本部 立ち上げ後	（夜間） <ul style="list-style-type: none"> ・緊急携帯での対応のほか、感染者数の著しい増加等により、時間外での対応が必要となる場合は、相談窓口班を中心に相談体制の構築を検討する。 （週休日等） <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口班や所内保健師の輪番体制を検討するとともに派遣職員等の協力を得て相談対応に当たる。

2)受援体制

- 筑西保健所感染対策本部を設置したとき、又は同本部設置前であっても早期に同本部設置が見込まれるときは、応援職員派遣の依頼、要請を行うこととし、本庁と調整しながら受入れ体制を進めていくこととする。
- 保健所は、応援者の受入れを想定した訓練を実施する。また、応援者に対し、従事する可能性が高い業務(例：積極的疫学調査)の研修・訓練等を行う。さらに、研修・訓練等を録画して復習やオリエンテーションの教材等として活用する。
- 業務ごとの詳細なマニュアル・よくある質問に関する FAQ を整備するほか、応援者へのオリエンテーションで説明する事項(勤務場所・体制、個人情報の取扱い、心構え、引継ぎ事項等)を整理し、準備する。マニュアル・FAQ等は、職員が共有・閲覧できるデータにて保管(行政情報ネットワーク・共有ファイル等)し、感染対策班が随時更新することとする。

3)職員の安全管理・健康管理

ア 安全管理

- 保健所への来所者に対しては基本的な感染対策を講じることを周知するとともに、施設の清掃と消毒等の感染予防対策を徹底する。
- 年一回、PPE の着脱訓練を実施する。
- 職員のVPDsのワクチン接種状況を確認し、最前線に対応する可能性がある保健所職員等に対して、必要に応じてワクチンの追加接種を業務として受けさせることを検討する。

イ 健康管理

- 保健所においては、以下の健康管理体制を整備する。

(メンタルヘルス対策)

- ・セルフケア等のリーフレットによる啓発
- ・相談窓口の周知
- ・産業医による定期的な面談
- ・心理職等の専門職によるサポート体制の整備

ウ 労務管理

- 健康危機対応において、各職員の事情に配慮した上で、休暇の確保や交代勤務等の体制構築を行う。その際、管理職に負荷がかかることを想定して交代者について検討するなど複数名での体制を事前に準備する。

4)施設基盤・物資の確保

- 健康危機管理においては、増員や物資の保管に備えて保健所内の物理的スペース(執務室や休憩室も含む)を事前に検討・準備する。また、近隣の公的施設や民間施設の借用を検討する。
- PPE等の感染症対策物資について、管内の医療機関等の備蓄状況等を勘案し、必要量を推定するとともに、以下の資機材例を参考にしながら、事前に所内で確保を進める。
- なお、次期政府行動計画の策定等で検討が進められているサージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5物資の備蓄については、今後具体的に示される備蓄数量等を踏まえ、別途検討する。
- また、(感染拡大が1か月程度継続することを想定して)消耗品を確保し、在庫管理の責任者を定める。

(※参考：必要な資機材例)

PPE等
サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋(以上、5物資)、ゴーグル、防護服、靴カバー、キャップ
消毒等
手指消毒アルコール、消毒用エタノール、感染性廃棄物処理容器、検体容器、ビニールシート、ゴミ袋
資機材
移送車、パソコン・タブレット、携帯電話、電話回線・電話機、モバイルルーター、印刷機・プリンター、ヘッドセット、アクリル板、机・椅子、ホワイトボード、空気清浄機、CO2モニター

(3)業務体制

1)相談

- 健康危機発生時には、一般相談、受診相談、患者からの体調悪化による相談、医療機関からの相談等様々な問合せが発生する。特に協定締結医療機関の体制が整うまでは、受入医療機関に限られるため、相談窓口班を中心に受診相談に対応する。
- 特に感染症の流行初期には、不安に感じた住民、医療機関や高齢者施設、住民の相談を受けた議員、市町村の関連部署担当者など様々な関係者から問合せが発生するおそれがあるため、流行初期の体制の検討に当たっては、感染症に関する問合せに対する電話対応の業務量を多く見積もる。
- 平時からホームページを更新し、感染対策に係るリーフレットやチェックシートを掲載することで、県民や医療機関、高齢者施設等が情報を取得しやすい環境を整える。

2)地域の医療・検査体制整備

- 感染症法に基づく医療措置協定を締結している医療機関（別表1）に対し、関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考に、院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）、PPE等の物資や他の患者と接触しない動線について準備するよう依頼する。
 - ・管内協定締結医療機関数：100機関
 - （うち発熱外来対応医療機関数：94機関）
- 衛生研究所等と協力し、検査に係る体制（検体搬送に係る手順、検査数、検査結果判明までの所要時間、検査結果の患者への伝達方法等）やサーベイランスのための情報共有方法等をあらかじめ確認する。

3)積極的疫学調査

- 平時からの研修や訓練により、積極的疫学調査を行うことができる職員を育成する。
- 患者等への初回連絡（ファーストタッチ）や積極的疫学調査は、感染症発生後速やかに実施できるよう、平時から対応可能な人員をあらかじめ決定しておく。
- 積極的疫学調査は、病原体の伝播性、感染性を考慮し、地域における感染状況の評価・分析に基づいて実施する必要がある。また、そのための評価や分析を行うチームを確保する必要があり、平時から地域の医療機関・教育機関等に在籍する感染症専門家と連携しておく。
- 積極的疫学調査においては、感染者、濃厚接触者及び感染者の勤務先や通学・通園先等、多数の関係者と連絡を取る必要があり、かつ、詳細な行動歴や接触状況等を聴取するため長時間の通話となることが多い。そのため、専用の電話回線や電話機、ヘッドセットなどが多数必要になることを想定し、平時から購入やリース等の確保方法を検討するとともに、必要時に迅速に調達できるように仕様書案等を準備しておく。
- 積極的疫学調査実施における説明資料等について準備する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 積極的疫学調査の必要性・ 正当な理由がなく応じない場合には罰則の対象となること・ 就業制限、入院勧告（措置）、意見を述べる機会の付与・ 体調悪化時の連絡先（夜間も含む）・ 生活に関する注意事項等・ 感染症の概要（感染源、感染経路、潜伏期間、症状、消毒を含む感染拡大防止策等） |
|--|

- 積極的疫学調査に用いる調査票を準備する。地域における感染状況の評価・分析のため当該調査で得られた情報からラインリストを作成する。ラインリストの作成に当たっては、疫学調査を行う職員が統一したルールで入力できるよう、データの入力規則を共有する。なお、その後の健康観察においてハイリスク者に適切に対応する観点から、基礎疾患や処方薬、アレルギー等の情報を把握し、当該

情報もデータ化する。

- 事業所や学校等に対して患者発生時に接触の可能性が高い者のリストや座席図等の提供を依頼する可能性があるため、あらかじめ提供してほしい様式をデジタル化して準備しておく。
- 積極的疫学調査で患者と対面することなどもあるため、必要な感染防御策について十分なトレーニングを実施する。
- 感染している可能性が高い同居者等の接触者に対する対応(感染症法に基づく外出自粛、健康状態の報告、症状出現時の対応等)も事前に検討する。

4)健康観察・生活支援

- 自宅療養者等の健康観察について、重症化リスクの高い患者等の容体の急変等を迅速に把握して医療につなげる観点から、医療機関、地域の医師会、薬剤師会、看護協会又は民間事業者等との連携や委託等により、関係者との役割分担を明確化した上で体制を構築する。
- 協定締結医療機関(自宅療養者への医療の提供)による医療提供体制
電話・オンライン診療、往診、医薬品等対応、訪問看護等に対応した施設数
 - ・医療機関数：43機関(別表1のうち、自宅療養に対応した医療機関)
 - ・薬局数：86機関(別表2)
 - ・訪問看護ステーション：11機関(別表3)
- 高齢者等福祉施設の入所者が感染した場合、感染症の性状や医療提供体制の状況等によっては施設内で療養する場合があることから、新型コロナウイルス感染症での対応実績等を参考に、施設内で療養者が発生した場合の連絡体制や市町村等との連携体制の確認を行う。
- 患者及び濃厚接触者等からの当所への健康状態の報告に当たっては、感染症サーベイランスシステムの健康観察ツール等を活用するとともに、住民向けのリーフレットやチェックシートも活用する。
- 自宅療養中の生活必需品や食料品などの生活支援、健康観察の支援等については、市町村と連携して対応する。

5)移送

- 感染症法第21条(同法第26条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)又は同法第47条の規定による患者移送を実施するため、本庁と連携しながら、関係機関との役割分担や人員体制の整備、移送に必要な車両の確保等に平時から取り組む。
- さらに、車両の消毒方法や個人防護具の着脱方法等、患者移送に係る適切な知識を習得するため、研修や実践的訓練を実施する、又は、外部の機関が実施する研修等に参加する。
- また、患者の移送需要が保健所の移送能力を超える場合を想定し、地域の救急搬送体制の観点にも十分留意した上で、消防機関との間で協定等を締結するほか、本庁が業務委託契約を締結した民間事

業者の活用方法の検討を進める。

- 移送が必要な患者が発生した際は、結核患者は「結核の手引き」、結核患者以外は「茨城県感染症事務マニュアル」に基づき、関係機関との連絡調整をはじめ、患者が入院する医療機関への移送対応を行う。
- なお、消防機関と連携する場合には、茨城県感染症入院等調整本部や茨城県メディカルコントロール協議会連絡会などの助言等を得ながら、円滑な移送に努める。

6)入院・入所調整

- 入院について、新興感染症の発生等公表期間前においては、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関等の感染症病床を中心に対応し、その後、流行初期医療確保措置の対象となる第一種協定指定医療機関も対応に加わり、新興感染症のまん延期にかけて全ての第一種協定指定医療機関が対応する。
- 入所については、民間宿泊業者等と感染症発生及びまん延時の宿泊療養の実施に関する宿泊施設確保措置協定を締結すること等により、平時から宿泊療養施設の確保を行うとともに、入所者の症状等に応じた柔軟な療養環境を整備するため、公的施設の活用も併せて検討する。
- 本庁や地域の医療機関と連携し、入院病床数の確保や入院患者数の増加に伴う、転院のための病院間の搬送(下り搬送)等の後方支援体制や宿泊療養施設の活用について事前に協議しておく。協議に当たっては、新型コロナウイルス感染症流行時の記録や調整事例を当時の関係者に確認するなどし、より実効性のあるものとなるよう努めることとする。

※入院・入所先一覧は別表4のとおり

7)水際対策

- 海外からの感染症の病原体の侵入防止対策について検疫所との連携が重要である。当所管内及び周辺には空港や海港等は所在しないが、万が一に備え、本庁、港湾部局及び検疫所等と対応についてあらかじめ検討する。

【本県を管轄する検疫所】

東京検疫所出張所名	所在地	連絡先
鹿島出張所	神栖市東深芝9(鹿島港湾合同庁舎内)	TEL 0299-92-2603 FAX 0299-92-7864
日立出張所	茨城県日立市みなと町14番の1 (日立物流センター)	(鹿島出張所に連絡)
茨城空港出張所	茨城県小美玉市与沢1601-55	(鹿島出張所に連絡)

(4)関係機関等との連携

- 関係機関等と連携するに当たっては、①連絡先の明確化、②お互いの役割と対応能力、③タイムリーな情報共有が重要である。平時から会議や研修・訓練を通じて「顔の見える関係」を構築する。
- 感染症対応時には、対面での会議は難しいため、Web 会議、システム、メーリングリスト等双方向の情報交換ができるツールを平時から整備する。

1) 広域自治体との連携

- 感染者数・医療機関の病床使用率の報告等では本庁と十分に連携を図る必要がある。G-MIS や NESID 等を活用し、各都道府県の情報共有を図るほか、平時から情報伝達(例：情報共有フォルダの活用)や情報共有に関する訓練を実施する。

2) 保健所間での連携

- 新たな感染症を早期に経験した保健所からその他の保健所へ取組事例を共有できるよう、本庁と連携しながら会議やシステム等の仕組みづくりを事前に取り決める。

3) 地方衛生研究所等との連携

- 検体搬送に係る手順、検査結果の共有方法、調査・研究、情報発信等について事前に協議する。

4) 一般市町村との連携

- 感染症対策においては、市町村も重要な役割を担うこと等の危機管理意識の共有を行う。
- 市町村が担う業務(生活支援、健康観察、住民への相談対応、災害時の対応、学校等への対応、安否確認、要配慮者への対応等)について、役割分担や情報共有方法等の連携のあり方をあらかじめ決める。
- 市町村に対して感染症対策における演習・訓練等の機会を提供する。
- 必要に応じてリエゾン派遣する等具体的な連携方法について検討する。

5) 医療機関・薬局・訪問看護事業所等

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護事業協議会等の関係機関の会議に参加し、平時から顔の見える関係を構築する。
- 国内での感染発生早期の段階で、感染症患者の入院医療の中核的役割を担い、新興感染症についての知見の収集及び分析を行う感染症指定医療機関等と平時から連携する。

6) その他

【学校、保育所等】

- 学校等欠席者・感染症情報システムの活用を呼びかけるとともに、ホームページ等による情報発信により、平時からの感染症予防の普及・啓発を図る。

【福祉施設】

- 保健所で開催する研修会等を通じて最新の感染症の知見を共有するとともに、保健所との顔の見える関係を構築する。
- 重症化リスクの高い方が入所する施設（高齢者施設）について把握し、あらかじめクラスター対策等を検討しておく。

【民間】

- 関係業種(旅館業・飲食業等の生活衛生関係営業者、企業、交通事業者等)に対し、感染症予防の普及・啓発を図る。

(5)情報管理・リスクコミュニケーション

1)情報管理

- 当所と関係機関との間で情報の混乱や重複した問合せが発生しないよう感染症に関する情報が責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、当該管理責任者のもとで一元的に管理される体制を構築する。
- 感染症サーベイランスシステムに迅速な登録ができるよう、資料を用いた研修等を実施する。
- 医師会及び医療機関等と連携し、電磁的な方法による届出について説明し、届出に当たっては、基準を遵守し、入力ミスや入力方法の誤りを防ぐ等報告の質を担保するよう推進する。
- 業務を外委託する場合、受託者が個人情報の漏洩等を行うことが無いよう、個人情報の閲覧・使用に当たっての権限の設定などについて適切な運用を行うための手引き等をあらかじめ準備する。
- なお、個人情報の取り扱いにあたっては、所外への流出等を防ぐため、メール等の送信の際はダブルチェックで確認するとともに、ファイル等の管理にあたっては、鍵等による保管を行う等、茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項等に基づき、特に注意し対応する。

2)リスクコミュニケーション

- 学校、職場や交通機関等の利用等の場面において、住民自らが適切な感染予防策を実施するために、また、患者等に対する偏見や差別が生じないために、感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努める。
- 当所に寄せられる住民の相談等は、健康危機の発生を迅速に探知する契機となることも少なくないことから、保健所は平時から広報に努めるとともに、住民からの相談に幅広く応じることを通じて、

健康危機等に関する情報の探知機能を高める。

- 平時より地域における主な調整の相手方になり得る組織や関係者(自治会、家族会、高齢者施設、子育て支援団体、ボランティア団体等)を事前に把握し、定期的な意見交換等を通じて信頼関係の構築に努める。
- 健康危機発生時には、本庁を中心にメディア対応や記者会見等の実施を行うことが想定される。当所においては、適切な情報発信を行えるよう平時から情報の収集や資料の整理に努める。

3.感染状況に応じた体制、取組

海外や国内で新たな感染症等が発生してから、流行初期、流行初期以降、感染収束期にかけて、感染症法に基づく予防計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく茨城県行動計画等に基づき、感染症状況に応じた体制構築、取組みを行うこととなる。

当所は、これらに的確に対応するため、別紙の「感染状況に応じた取組・体制」に基づき、あらかじめ組織体制、業務体制、関係機関等との連携、情報管理・リスクコミュニケーションなどの体制、取組内容を整理する。

別表1 感染症法に基づく医療措置協定を締結している医療機関一覧（発熱外来及び自宅療養対応状況）

通番	医療機関名	医療機関種別	所在地	発熱外来対応	自宅療養対応
1	社会医療法人達生堂 城西病院	病院	結城市結城 10745-24	○	
2	社会医療法人社団同樹会 結城病院	病院	結城市結城 9629 番 1	○	○
3	医療法人アスムス 生きいき診療所・ゆうき	無床診療所	結城市結城 9144-1	○	○
4	医療法人創樹会 稲葉医院	無床診療所	結城市結城 1416	○	
5	医療法人えばた内科クリニック えばた内科クリニック	無床診療所	結城市結城 3355-3	○	
6	医療法人大木医院 大木医院	無床診療所	結城市小田林 2520-29	○	
7	きぬのまち診療所	無床診療所	結城市結城 11758-50	○	○
8	医療法人兼愛会 栗原胃腸科医院	無床診療所	結城市結城 354-3	○	○
9	さわやか内科・小児科	無床診療所	結城市新福寺 6-6-8	○	○
10	医療法人穰会 しろがねクリニック	無床診療所	結城市結城 13447	○	○
11	蘇原内科医院	無床診療所	結城市結城 421	○	
12	つばいクリニック	無床診療所	結城市中央町 1-12-2	○	
13	長沢医院	無床診療所	結城市結城 6306-4	○	
14	松永内科クリニック	無床診療所	結城市中央町 2 丁目 10-9	○	○
15	医療法人愛豊会 みずのクリニック	無床診療所	結城市上山川 5049-14	○	
16	医療法人同仁会 宮田医院	無床診療所	結城市結城 30	○	
17	宮田外科医院	無床診療所	結城市結城 344-6	○	○
18	結城クリニック	有床診療所	結城市結城 633-1		
19	医療法人社団ブイブイ会 渡邊医院	無床診療所	結城市山川新宿 168	○	○
20	医療法人光潤会 平間病院	病院	下妻市江 2 0 5 1 番地	○	○

21	医療法人社団白峰会 湖南病院	病院	下妻市長塚 48-1	○	
22	医療法人社団健成会 軽部病院	病院	下妻市下妻乙 398-1	○	
23	菊山胃腸科外科医院	有床診療所	下妻市下妻丁 81-7	○	○
24	医療法人怜真会 中山医院	無床診療所	下妻市中郷 185	○	○
25	医療法人社団浅田医院 浅田医院	無床診療所	下妻市本宗道 10	○	
26	医療法人文目会 古橋医院	無床診療所	下妻市別府 408-3	○	
27	医療法人坂入医院 坂入医院	無床診療所	下妻市高道祖 5683-1	○	○
28	医療法人社団白峰会 とき田クリニック	無床診療所	下妻市長塚 28-1	○	
29	医療法人社団砂沼桜会 砂沼湖畔クリニック	無床診療所	下妻市下木戸 542	○	○
30	医療法人宇津野医院 宇津野医院	無床診療所	下妻市下妻丁 373-15	○	
31	高坂眼科医院	無床診療所	下妻市下妻乙 626-2		
32	とやまクリニック	無床診療所	下妻市石の宮 57-1	○	
33	三津山クリニック	無床診療所	下妻市大串 452-2	○	○
34	まつだこどもクリニック	無床診療所	下妻市長塚 423-1	○	
35	医療法人優愛会 つむぎ在宅クリニック	無床診療所	下妻市下妻丙 399-1	○	○
36	医療法人社団平仁会 下館病院	病院	筑西市野殿 1131 番地	○	
37	医療法人威恵会 三岳荘小松崎病院	病院	筑西市中館 2265 番地	○	○
38	地方独立行政法人茨城県西部医療機構 茨城県西部メディカルセンター	病院	筑西市大塚 555 番地	○	
39	医療法人杏仁会 大圃病院	病院	筑西市木戸 352	○	
40	社会医療法人恒貴会 協和南病院	病院	筑西市門井 1674 番地 1		
41	社会医療法人恒貴会 協和中央病院	病院	筑西市門井 1676 番地 1	○	
42	池田クリニック	無床診療所	筑西市玉戸 1066-2	○	
43	医療法人さとうクリニック さとうクリニック	無床診療所	筑西市丙 92-2	○	○

44	横瀬医院	無床診療所	筑西市海老ヶ島 962-2	○	○
45	医療法人社団新井内科医院 新井内科医院	無床診療所	筑西市甲 146	○	
46	医療法人修英会 大空こどもクリニック	無床診療所	筑西市八丁台 51	○	
47	医療法人社団塩光会 大田医院	無床診療所	筑西市西方 1684-1	○	
48	医療法人桜仁会 大圃クリニック	無床診療所	筑西市丙 153-4	○	○
49	医療法人社団医弘会 かわしま内科クリニック	無床診療所	筑西市伊佐山 248-10	○	
50	医療法人県西糖尿病内分泌内科クリニック 県西糖尿病内分泌内科クリニック	無床診療所	筑西市成田 678	○	
51	ごとうクリニック	無床診療所	筑西市岡芹 2162	○	
52	医療法人賛生会 小松崎産婦人科医院	無床診療所	筑西市二木成 1267	○	
53	医療法人さいとう整形外科 さいとう整形外科	無床診療所	筑西市菅谷 1138-2	○	
54	医療法人宗心会 下館胃腸科医院	無床診療所	筑西市二木成 1519	○	○
55	医療法人三和会 しもだて中央クリニック	無床診療所	筑西市下中山 1 1 9 2 - 1	○	○
56	医療法人社団幸清会 しもだて内科クリニック	無床診療所	筑西市八丁台 463	○	○
57	医療法人社団平仁会 しもだてメディカルポート	無床診療所	筑西市下岡崎 2-8-1	○	
58	医療法人 TSMC 鈴木耳鼻咽喉科	無床診療所	筑西市二木成 1929	○	
59	医療法人修英会 すわクリニック	無床診療所	筑西市甲 444-1	○	
60	瀬端耳鼻咽喉科医院	無床診療所	筑西市丙 219	○	
61	医療法人一樹 筑西腎クリニック	無床診療所	筑西市二木成 1925	○	
62	医療法人紀心会 とみざわハートクリニック	無床診療所	筑西市女方 688-1	○	○
63	直江医院	無床診療所	筑西市丙 147	○	
64	医療法人筑越会 長倉内科・外科クリニック	無床診療所	筑西市玉戸 1270-207	○	
65	のぎ小児科	無床診療所	筑西市玉戸 1270-1075	○	
66	野中医院	無床診療所	筑西市野殿 1595-2	○	○

67	医療法人慈聖会 平間産婦人科医院	有床診療所	筑西市甲 95-5	○	
68	医療法人宮田医院 宮田医院	有床診療所	筑西市丙 59	○	○
69	八島医院	無床診療所	筑西市稲野辺 248	○	
70	地方独立行政法人茨城県西部医療機構 筑西診療所	無床診療所	筑西市玉戸 1658 番地	○	○
71	医療法人隆朋会 河上医院	無床診療所	筑西市舟生 1059-3	○	
72	のかおい整形外科	無床診療所	筑西市関本下 1922-1		
73	医療法人山口医院 山口医院	無床診療所	筑西市木戸 1285-4	○	○
74	あけの元気館前クリニック	無床診療所	筑西市松原 1564	○	○
75	医療法人茗悠会 明野中央医院	有床診療所	筑西市海老ヶ島 926	○	
76	医療法人章久会 かくらいクリニック	無床診療所	筑西市松原 228	○	○
77	秀村医院	無床診療所	筑西市寺上野 1178-3		○
78	医療法人安分堂 濱名医院	無床診療所	筑西市関本上 1412-2	○	
79	医療法人社団真聖会 落合医院	無床診療所	筑西市小栗 5616-1	○	○
80	医療法人池田整形外科 筑西いけだクリニック	無床診療所	筑西市横塚 933-1	○	
81	かわごえクリニック	無床診療所	筑西市蓮沼 1128-1	○	○
82	医療法人 TSMC てつか脳神経外科クリニック	無床診療所	筑西市二木成 1930	○	○
83	さくらがわ地域医療センター	病院	桜川市高森 1000 番地	○	○
84	医療法人鴻仁会 上の原病院	病院	桜川市上野原地新田 159-2	○	
85	根本医院	無床診療所	桜川市真壁町真壁 202	○	
86	医療法人社団静樹会 けんせいクリニック	無床診療所	桜川市岩瀬 207-1	○	○
87	医療法人聡帆会 阿部田医院	無床診療所	桜川市真壁町亀熊 123-1	○	
88	医療法人次恵会 田崎内科医院	無床診療所	桜川市真壁町田 268-6	○	
89	つくし野クリニック	無床診療所	桜川市真壁町椎尾 2022	○	○

90	医療法人昭徳会 内科宮本医院	無床診療所	桜川市真壁町古城 229-1	○	
91	仁保内科医院	無床診療所	桜川市真壁町真壁 425	○	
92	医療法人同愛会 延島クリニック	無床診療所	桜川市東飯田 658	○	
93	社会医療法人恒貴会 大和クリニック	無床診療所	桜川市大国玉 2513-12	○	
94	平島医院	無床診療所	桜川市岩瀬 198	○	○
95	袖山医院本院	無床診療所	桜川市西桜川 1-43		○
96	鎚木クリニック	無床診療所	桜川市加茂部 4 の 1	○	
97	吉原医院	無床診療所	桜川市明日香 2-31	○	○
98	医療法人八千代会 八千代病院	病院	結城郡八千代町栗山 238	○	○
99	茨城県厚生農業協同組合連合会 茨城西南医療センター病院附属八千代診療所	無床診療所	結城郡八千代町菅谷 1170-1	○	○
100	医療法人社団カリタス 菊山医院	無床診療所	結城郡八千代町高崎 1073	○	○

別表2 感染症法に基づく医療措置協定を締結している管内薬局一覧

通番	薬局名	所在地	電話/ワライン服薬指導可能	訪問しての服薬指導可能	薬剤等の配送可能	健康観察対応可能
1	有限会社メディスター すこやか薬局	結城市結城 7965-28	○	○	○	○
2	株式会社マイドラッグ ハニユウ薬局 結城駅南店	結城市中央町 1-5-20	○	○	○	○
3	株式会社マイドラッグ ハニユウ薬局結城東店	結城市結城 6202	○	○	○	○
4	有限会社絹の里薬局 絹の里薬局	結城市結城 1356-6	○	○	○	○
5	株式会社サンテ すみれ薬局	結城市中央町 2-9-15	○	○	○	○
6	株式会社マイドラッグ ハニユウ薬局小田林店	結城市小田林 2520-213	○		○	○
7	株式会社エフアンドエフ あじさい薬局	結城市結城字城ノ内 8776-9	○	○	○	
8	株式会社協和ホスピタルサービス 協和調剤薬局 結城支局	結城市結城 9628-4	○			○
9	株式会社サンテ ひまわり調剤薬局	結城市結城 10742-15	○	○	○	○
10	株式会社サンテ くわのみ薬局	結城市結城 11794-2	○	○	○	○
11	株式会社パワーファーマシー 中央薬局 結城店	結城市上山川 5049-13	○	○	○	○
12	クラフト株式会社 さくら薬局 結城店	結城市結城 2987-1	○	○	○	○
13	株式会社スターコーポレーション マロニエ調剤薬局	結城市新福寺 6-6-4	○		○	○
14	株式会社カワチ薬品 カワチ薬局 結城南店	結城市下り松 6-9-20	○	○	○	○
15	ウエルシア薬局株式会社 ウエルシア薬局 結城富士見店	結城市結城 10609-1	○	○	○	○
16	ウエルシア薬局株式会社 ウエルシア薬局 結城新福寺店	結城市新福寺 2-21-6	○	○	○	○
17	クオール株式会社 クオール薬局結城店	結城市山川新宿 168-6	○	○	○	○
18	株式会社アシスト あやめ薬局 結城店	結城市結城 10739-9	○	○	○	○
19	ウエルシア薬局株式会社 ウエルシア薬局結城下り松店	結城市下り松 4-1-4	○	○	○	○
20	有限会社BeIle つむぎ薬局	結城市下り松 4-11-4	○	○	○	○

21	株式会社クスリのアオキ クスリのアオキ結城薬局	結城市大字結城12058番地1	○	○	○	○
22	株式会社ユーキ ユーキ薬局	下妻市江 2054	○		○	
23	有限会社ファーマティカ たけの薬局 下妻店	下妻市数須 837	○	○	○	○
24	株式会社メディカルサポート あげぼの薬局湖畔店	下妻市下木戸 534-4	○	○	○	○
25	株式会社F P ハロー薬局	下妻市本城町 2-103-1	○	○	○	○
26	株式会社メディカルサポート あげぼの薬局 千代川店	下妻市別府 295-8	○	○	○	○
27	イオンリテール株式会社 イオン薬局下妻店	下妻市堀籠 972-1	○		○	○
28	有限会社パルム パルム薬局 下妻店	下妻市長塚 423-17	○			○
29	日本調剤株式会社 日本調剤 下妻薬局	下妻市長塚 28-2	○	○	○	○
30	ウエルシア薬局株式会社 ウエルシア薬局 下妻新千代川店	下妻市田下 593	○		○	○
31	株式会社ファーマみらい 共創未来 下妻薬局	下妻市長塚 50-1	○	○	○	○
32	クラフト株式会社 さくら薬局 しもつま店	下妻市大串 120-15	○	○	○	○
33	株式会社アインファーマシーズ アイン薬局 下妻店	下妻市下妻乙 399-1	○	○	○	○
34	ウエルシア薬局株式会社 ウエルシア薬局 下妻古沢店	下妻市古沢 563	○	○	○	○
35	有限会社ファーマティカ たけの薬局 たかさい店	下妻市高道祖 1111-3	○	○	○	○
36	太陽華G株式会社 サンフラワー薬局千代川店	下妻市本宗道 21	○	○	○	○
37	株式会社クスリのアオキ クスリのアオキ千代川薬局	下妻市原 4 8 2 番地	○	○	○	○
38	株式会社協和ホスピタルサービス 協和調剤薬局玉戸支局	筑西市幸町 3-15-10	○		○	○
39	株式会社マイドラッグ ハニユウ薬局玉戸店	筑西市玉戸 1080-4	○	○	○	○
40	やまぐち薬局野殿店	筑西市野殿 1457	○	○	○	○
41	ウエルシア薬局株式会社 ウエルシア薬局下館南店	筑西市乙 916	○	○	○	○
42	やまぐち薬局 関城店	筑西市舟生 1059	○	○	○	○
43	株式会社マイドラッグ ハニユウ薬局 北つくば店	筑西市海老ヶ島 931-3	○	○	○	○

44	株式会社協和ホスピタルサービス 協和調剤薬局 本局	筑西市門井 1674-7	○		○	○
45	株式会社アルファーム アルファーム薬局協和店	筑西市門井 1679-28	○	○	○	○
46	株式会社協和ホスピタルサービス 協和調剤薬局ようさん支局	筑西市下中山 1192-2	○	○	○	○
47	株式会社レモン 協和調剤薬局 二木成支局	筑西市下岡崎 3-6-1	○		○	
48	株式会社アルファーム アルファーム薬局筑西店	筑西市門井 1676-23	○	○	○	○
49	株式会社アルファーム アルファーム薬局関本店	筑西市関本下 1940-3	○	○	○	○
50	株式会社マイドラッグ ハニユウ薬局 川島店	筑西市下川島 759-1	○	○	○	○
51	株式会社スターコーポレーション マロニエ薬局	筑西市岡芹 2160-8	○		○	○
52	ウエルシア薬局株式会社 ウエルシア薬局 下館二木成店	筑西市二木成 943	○	○	○	○
53	ウエルシア薬局株式会社 ウエルシア薬局 筑西協和店	筑西市新治 1996-26	○	○	○	○
54	株式会社あさがお薬局 株式会社あさがお薬局	筑西市丙 151-1	○	○	○	○
55	株式会社アイセイ薬局 アイセイ薬局 下館店	筑西市甲 147	○	○	○	○
56	株式会社南山堂 南山堂薬局 筑西店	筑西市深見 496-7	○		○	○
57	株式会社マイドラッグ メディカルセンター前薬局	筑西市深見 447-10	○		○	○
58	株式会社協和ホスピタルサービス 協和調剤薬局 筑西支局	筑西市深見 496-1	○	○	○	○
59	クオール株式会社 クオール薬局筑西店	筑西市女方 688-5	○	○	○	○
60	株式会社エフアンドエフ 花・花薬局野殿店	筑西市野殿 1139-3	○		○	
61	株式会社エフアンドエフ 花・花薬局下岡崎店	筑西市下岡崎 2-8-2	○		○	○
62	株式会社コバヤシファルマ ろはす薬局えんぜる店	筑西市西方 1685-10	○	○	○	○
63	株式会社アインファーマシーズ つかもと調剤薬局明野南店	筑西市中上野 712-4	○	○	○	○
64	株式会社アインファーマシーズ つかもと調剤薬局	筑西市海老ヶ島 734-2	○	○	○	○
65	さくら薬局株式会社 さくら薬局 筑西八丁台店	筑西市八丁台 62-	○		○	○
66	シー・シー・コア・ファーマシー株式会社 まごころ薬局 筑西店	筑西市関本下 2450-4	○	○	○	○

67	株式会社REDRIBBON キバナ薬局	筑西市小栗 5624-7	○	○	○	○
68	株式会社薬仙 とちの木薬局筑西店	筑西市蓮沼 1128-4	○		○	○
69	有限会社パルム パルム薬局 玉戸店	筑西市玉戸 1066-12	○		○	○
70	ウエルシア薬局株式会社 ウエルシア薬局筑西島店	筑西市島 588	○	○	○	○
71	株式会社協和ホスピタルサービス 協和調剤薬局上の原支局	桜川市上野原地新田 181-3	○	○	○	○
72	株式会社久保田薬局 パワー調剤薬局 真壁店	桜川市真壁町飯塚 1006-1	○	○	○	○
73	有限会社深谷薬局 有限会社深谷薬局	桜川市本木 2109-1	○	○	○	○
74	ウエルシア薬局株式会社 ウエルシア薬局 真壁飯塚店	桜川市真壁町飯塚 998	○	○	○	○
75	ウエルシア薬局株式会社 ウエルシア薬局 岩瀬富士見台店	桜川市富士見台 1-20	○	○	○	○
76	ウエルシア薬局株式会社 ウエルシア薬局 岩瀬御領店	桜川市御領 1-23	○	○	○	○
77	株式会社アイセイ薬局 アイセイ薬局 真壁店	桜川市真壁町亀熊 123-4	○	○	○	○
78	株式会社アイセイ薬局 アイセイ薬局 さくらがわ店	桜川市高森字西飯島 1023-3	○	○	○	○
79	株式会社アインファーマシーズ アイン薬局桜川店	桜川市高森 1024	○	○	○	○
80	クオール株式会社 クオール薬局 真壁店	桜川市真壁町古城 259-3	○	○	○	○
81	有限会社正企 さくらい薬局 岩瀬店	桜川市岩瀬 206-4	○		○	○
82	株式会社クスリのアオキ クスリのアオキ桜川岩瀬薬局	桜川市岩瀬2 6 8 7 番地 8	○	○	○	○
83	有限会社ファーマティカ たけの調剤薬局	結城郡八千代町高崎 1076-2	○	○	○	○
84	有限会社ひとは よつば薬局	結城郡八千代町栗山 236-2	○	○	○	○
85	クラフト株式会社 さくら薬局 八千代菅谷店	結城郡八千代町菅谷 1170-1	○	○	○	○
86	株式会社クスリのアオキ クスリのアオキ八千代薬局	結城郡八千代町八千代中央土地区 画整理事業地内 4 0 街区 2 画地	○	○	○	○

別表3 感染症法に基づく医療措置協定を締結している訪問看護ステーション一覧

通番	事業所名	所在地
1	株式会社やさしい手 訪問看護かえりえ結城	結城市結城 9804-1
2	一般社団法人在宅看護センター佳実結 ゆいナースステーション	結城市結城 9143-2
3	一般社団法人真壁医師会 真壁医師会立訪問看護ステーションしもつま	下妻市長塚 82-1
4	合同会社訪問看護ステーションアベリア 合同会社訪問看護ステーションアベリア	下妻市本宿町 1-33 サンライズコーポ 101号
5	地方独立行政法人茨城県西部医療機構 筑西診療所 訪問看護ステーション	筑西市玉戸 1658
6	医療法人宮田医院 みやた訪問看護ステーション	筑西市丙 58-3
7	一般社団法人真壁医師会 訪問看護ステーションしもだて	筑西市二木成 1491 大武店舗 1F 南側
8	合同会社 LIEN 訪問看護ステーションりあん	筑西市藤ヶ谷 2264-2
9	特定非営利活動法人きなり Tamado ナースステーションきなり	筑西市玉戸 1289-38
10	社会医療法人恒貴会 恒貴会訪問看護ステーション愛美園	桜川市大国玉 2513-12
11	医療法人隆仁会 さくらがわ地域医療センター訪問看護ステーション	桜川市高森 1000

別表4 入院・入所等に係る医療機関及び施設一覧

1 第一種感染症指定医療機関（感染症法第38条）

通番	医療機関名	所在地	病床数
1	茨城県厚生農業協同組合連合会 JA とりで総合医療センター	取手市本郷 2-1-1	2床

2 第二種感染症指定医療機関（感染症法第38条）（筑西・下妻医療圏）

通番	医療機関名	所在地	病床数
1	地方独立行政法人茨城県西部医療機構 茨城県西部メディカルセンター	筑西市大塚 555 番地	1床
2	日本赤十字社 水戸赤十字病院	水戸市三の丸 3-12-48	3床

3 協定締結医療機関のうち入院対応医療機関及び後方支援医療機関（感染症法第36条の3）

通番	医療機関名	医療機関種別	所在地	入院（第一種）	後方支援
1	社会医療法人達生堂 城西病院	病院	結城市結城 10745-24	○	○
2	社会医療法人社団同樹会 結城病院	病院	結城市結城 9629 番 1	○	○
3	結城クリニック	有床診療所	結城市結城 633-1	○	
4	医療法人光潤会 平間病院	病院	下妻市江 2 0 5 1 番地	○	
5	医療法人社団白峰会 湖南病院	病院	下妻市長塚 48-1	○	○
6	医療法人社団健成会 軽部病院	病院	下妻市下妻乙 398-1		○
7	医療法人社団白峰会 とき田クリニック	無床診療所	下妻市長塚 28-1		○
8	医療法人社団砂沼桜会 砂沼湖畔クリニック	無床診療所	下妻市下木戸 542		○

9	医療法人社団平仁会 下館病院	病院	筑西市野殿 1131 番地		○
10	医療法人威恵会 三岳荘小松崎病院	病院	筑西市中館 2265 番地		○
11	地方独立行政法人茨城県西部医療機構 茨城県西部メディカルセンター	病院	筑西市大塚 555 番地	○	
12	医療法人杏仁会 大圃病院	病院	筑西市木戸 352		○
13	社会医療法人恒貴会 協和南病院	病院	筑西市門井 1674 番地 1		○
14	社会医療法人恒貴会 協和中央病院	病院	筑西市門井 1676 番地 1	○	
15	医療法人宗心会 下館胃腸科医院	無床診療所	筑西市二木成 1519		○
16	医療法人 TSMC 鈴木耳鼻咽喉科	無床診療所	筑西市二木成 1929		○
17	医療法人宮田医院 宮田医院	有床診療所	筑西市丙 59	○	○
18	医療法人山口医院 山口医院	無床診療所	筑西市木戸 1285-4		○
19	さくらがわ地域医療センター	病院	桜川市高森 1000 番地		○
20	医療法人鴻仁会 上の原病院	病院	桜川市上野原地新田 159-2		○
21	平島医院	無床診療所	桜川市岩瀬 198		○
22	吉原医院	無床診療所	桜川市明日香 2-31		○
23	医療法人八千代会 八千代病院	病院	結城郡八千代町栗山 238		○

4 宿泊施設確保措置協定を締結する民間宿泊施設及び客室数（感染症法第36条の6）

施設名	協定書上の居室数
ホテル JAL シティつくば	155 室
水戸ホテルシーズン	70 室
つくばスカイホテル	75 室
東横 INN 水戸駅南口	190 室
東横 INN 守谷駅前	216 室

ライフツリーひたち野うしく	105 室
ルートイン結城	150 室
ルートインひたちなか	140 室
ルートイン日立多賀	90 室
ルートイン鹿嶋	177 室
アパホテルつくば万博記念公園駅前	172 室
11 施設	1,540 室

別紙 感染状況に応じた取組・体制 ★・・・本庁が行う業務

		海外や国内で新たな感染症等が発生した時	流行初期（発生の公表から1ヶ月間）	流行初期以降
組織体制		<ul style="list-style-type: none"> ・平時から周知しておいた役割分担等について、再周知 ・医療機関や住民からの各種問い合わせに対応できる体制の構築 ・感染症有事体制に構成される人員の参集準備★ ・外部人材や本庁職員受け入れのための執務室や機器確保の準備 ・流行を想定した勤務体制の準備 ・平時より確保しておいた物資（マスクやPPEなど感染対策物資や消耗品）の確認と配分に向けた準備 	【第一報の報告】 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所の所管区域内での発生（又はそのおそれ）について保健所長及び所属長へ連絡 ・クロノロジーへの記録作業（時間、発信者、受信者等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による一元化や外部委託による業務効率化の推進★ ・長期化への対策として、対応職員の交代・応援人材の積極的投入★ ・応援者向けのオリエンテーション、マニュアル、FAQ等の更新★ ・職員の身体的・精神的負荷に対するサポートを強化 ・（引き続き）体制の見直しや拡張の実施 ・（引き続き）関係機関等と連携しつつ、在庫状況の確認と物資の確保を行う。
			【平時から有事への切り替え】 <ul style="list-style-type: none"> ・首長（保健所長）の指示により、速やかに所内の体制を有事体制に切り替え★ ・各保健所での情報収集と本庁に対する情報提供を実施 ・感染症有事体制に構成される人員の参集、必要な物資・資機材の調達等開始★ ・都道府県による一元化や外部委託の手続きを順次進めていく★ 	
			【対策本部設置】 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所内にも速やかに対策本部を設置し、本部会議を開催する。 ・組織体制、意思決定方法、情報共有方法についての認識の共有と確認 	
			【BCPの発動】 <ul style="list-style-type: none"> ・感染者数又は業務量が増加することが見込まれる場合はBCPを発動 	
			【その他の留意点】 <ul style="list-style-type: none"> ・職員健康状態の確認及び勤務体制（時差・遠隔）等の変更 	
業務体制	相談	<ul style="list-style-type: none"> ・相談センター等の設置 ・相談対応の負荷軽減のためにFAQを公表★ ・感染の疑いがある場合、速やかな感染症指定医療機関等への受診につながるよう調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の拡充 ・外部委託や都道府県による一元化の手続きを順次進めていく★ 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託や都道府県による一元化による業務効率化の推進★ ・受託者の業務履行状況の監視★ ・（引き続き）相談体制の拡充に努める
	検査・発熱外来	<ul style="list-style-type: none"> ・感染疑い例に関する保健所への速やかな報告を医療機関に周知 ・感染疑い例の感染症指定医療機関等への受診調整 ・地方衛生研究所等と検査やサーベイランスに係る体制について再確認 ・協定締結医療機関等による発熱外来設置の準備状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結医療機関等において発熱外来が速やかに開設されるよう要請・支援 ・発熱外来への受診が円滑に行われるよう、平時に関係機関と整理した手順に基づいて対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・（引き続き）発熱外来への受診が円滑に行われるよう対応
	積極的疫学調査	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的疫学調査を実施できる人材の参集に向け準備 ・積極的疫学調査専用の電話回線、電話機、PC等の確保手続きを開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的疫学調査への多数の人員の投入 ・クラスター対策について外部専門職等への相談や協力要請を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の特性、感染状況や方針等を踏まえ、積極的疫学調査の重点化や終了が示された場合は対応を変更 ・ハイリスク施設等においては、外部専門職等への相談や協力要請を行いクラスター対策を継続
	健康観察・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・平時の準備を踏まえて手順及び関係機関との役割分担を再確認 ・住民に対し、感染拡大に向けて健康観察等の方法について周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・（引き続き）住民に対し、感染拡大に向けて健康観察等の方法について周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院の必要性が認められない患者に対して自宅・宿泊療養施設・高齢者施設等での健康観察を行う方針が示された場合は対応の変更及び体制整備を実施 ・市町村との積極的な連携・情報共有 ・協定締結医療機関及び民間事業者への健康観察、オンライン診療、往診、訪問看護・薬剤管理指導等の委託★
	移送	<ul style="list-style-type: none"> ・平時の準備を踏まえて手順及び関係機関との役割分担を再確認 ・感染疑い例の移送が生じることを想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関との連携、都道府県による一元化、民間事業者への委託の手続きを順次進めていく★ 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関との連携、都道府県による一元化、民間事業者への委託を活用
	入院・入所調整	<ul style="list-style-type: none"> ・平時の準備を踏まえて手順及び関係機関との役割分担を再確認 ・都道府県や協定締結医療機関等と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大に向けて入院病床の確保、宿泊療養施設の開設に必要な情報を都道府県へ提供 ・医療機関等と連携・役割分担の上、迅速に入院調整を実施 ・感染症法に基づく入院勧告通知、就業制限や感染症診査協議会の開催、医療費の公費負担に係る業務の実施 ・保健所のみならず都道府県での一元的な入院調整★や、医療機関間及び消防と医療機関間による入院調整の体制を整えていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院の必要性が認められない患者に対して自宅・宿泊療養施設・高齢者施設等での健康観察を行う方針が示された場合は、患者の症状やリスクに応じた入院調整を実施 ・都道府県での一元的な入院調整★や、医療機関間及び消防と医療機関間による入院調整の実施 ・（引き続き）感染症法に基づく入院勧告通知、就業制限や感染症診査協議会の開催、医療費の公費負担に係る業務の実施
関係機関等との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・本庁や医療機関等との役割分担について再確認 ・本庁と連携し、感染症有事体制に構成される人員の参集準備や必要な物資・資機材の調達等の準備を開始 ・地方衛生研究所・他保健所・関係団体等と発生状況等について情報共有し検査の初動対応に向け準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応を行った保健所から他の保健所に対して情報共有 ・本庁と連携し人的・物的支援の調整を依頼 ・地方衛生研究所等へ検査・分析を依頼 ・医療機関や訪問看護事業所等と感染症発生動向について情報共有 ・厚生労働省より示された診断、治療に係る方針について保健所からも医療機関や関係団体等に周知 ・消防機関や医療機関等と患者の迅速な入院・搬送のために連携 ・関係団体、市町村教育委員会等に感染要望策に関する情報提供等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者への往診体制等について、医師会、薬剤師会や訪問看護事業所等と連携★ ・平時に整理した市町村等との連携・協力体制に基づき、健康観察や生活支援業務を実施 ・必要に応じて、ワクチン接種に伴う医師会や医療機関等への協力に係る調整を実施
情報管理・リスクコミュニケーション		<ul style="list-style-type: none"> ・保健所内の連絡体制を確認、関係機関と緊急時の連絡・連携体制を確認 ・本庁と連携し、住民等に向けての情報発信を実施 ・感染症発生動向調査の重要性、電磁的方法による届出について管内の医療機関等に改めて周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・入手した情報をクロノロジーとして記録し、保健所内および本庁と共有 ・リスクコミュニケーションについて双方の情報共有を意識 ・広報担当による定時の会見を開催★ ・（引き続き）電磁的方法による届出について管内の医療機関等に周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種が可能となった場合、ワクチンについて正しい知識の普及を進め、住民の理解を促す★ ・（引き続き）広報担当による報道対応や記者会見を実施し答弁を記録・保存 ・（引き続き）電磁的方法による届出について管内の医療機関等に周知

※ 感染が収まった時期には、「次の感染の波を想定したマニュアル等の更新、感染者に関する情報の整理・再検証、関係機関同士が抱えていた課題やノウハウの共有、職員の休暇取得の促進」といった取組を行う。